

国空安企第 45 号

平成 25 年 11 月 26 日

定期航空協会長 殿

国土交通省 航空局長



「東シナ海防空識別区」の設定に係る飛行計画の提出の取り止めについて

中国が 23 日に設定した「東シナ海防空識別区」及びこれにかかる措置については、我が国として中国政府に対し、嚴重な抗議を行うとともに、公海上における飛行の自由を妨げるような一切の措置の撤回を求めている。

中国が発表した措置においては、当該防空識別区を飛行する航空機に対して飛行計画の提出等を求めているが、このような中国側の措置は我が国に対してなんら効力を有するものではなく、当該空域を飛行する航空機に不当な義務を課すような今回の措置は受け入れられない。

我が国としては、民間航空機を含め、当該空域を飛行する航空機についてこれまでのルール通りの運用を行っていくとの政府の方針を中国政府に対して通告している。

これに対し、中国側からは、今回の措置は特定国を対象としたものではなく、民間航空機を含め飛行の自由を妨げるものではないとの回答があった。

今後とも、政府として、民間航空機の安全確保を含め、今般の中国側の措置についてしっかりと対応していくので、本件について官民一致して対応するべく、航空会社におかれては飛行計画を中国当局に提出しないよう協力願いたい。